

Title	戦後の経済的革新 (四)
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.4 (1916. 4) ,p.474(60)- 488(74)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160401-0060

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦後の経済的革新(四)

阿部 秀助

六

現時、獨逸、埃太利、匈牙利の三國に於ける人士の中には、戦時の熱情にかられて、獨逸經濟史上の遺物たる關稅同盟(Zollverein)なるものを、以上三國間に實現せんことを主張するの徒、少からず、想ふに「苦しい時の神頼み」の境遇にある以上諸國の人士にとりては、或は無理ならぬ注文なりとなすも、然かも冷静に考察する吾人は其間、幾多の疑問を狭まざるを得ず、先づ之れが第一の論點は同盟主張論者が單に表面上の事實のみに着眼して、其根本的精神を閉却せることなりとす、今、該同盟の歴史に就きて觀察するに、之れが組織が獨逸の經濟的發展に向つて非常なる貢獻をなせしことは事實なり、即ち同盟成立の初年(一八三四年)に於ける之れが輸出入總額

が二億四千九百五十萬「ターレル」一人に就き十「ターレル」尙ほ千八百二十七年より同じく三十六年に至る佛蘭西の輸出入平均年額は十三億六千五百萬法、英國は千八百三十年に於て之れが總額一億一千六百萬磅に達せりなりしに對して、爾後十年を経過せる千八百四十四年に於ては之れが總額は著しく増加して三億八千五百萬「ターレル」二人に就き十三「ターレル」半となり、又、工業上に於ける之れが輸出能力の如きも、前後五十年間に約五十二「パーセント」の増加を見るに至れり。(註)

註 H. v. Treitschke, Deutsche Geschichte im 19 Jahrhundert, B. IV, s. 380

而して斯くの如き發達を獨逸の經濟上に齎らしたる關稅同盟の本質なるものは、世人が信するが如く單に當時に於ける關稅其他商業政策上の契約、換言すれば爾餘の諸國に對する一種の統一的關稅組織のみを意味せしものにあらずして、其根柢は更に深く更に大なるものあり、即ち該同盟成立當時、埃國側に味方せし「ブリッテルスドルフ」が之を罵つて「Der Zollverein ist ein Hauptangel im Sarge des Deutschen Bundes」(註一)と叫びしも、又、最近、伯林の「ヤストロー」教授が so ist die Lösung dieses Problems in der Geschichte aller Völker und aller Zeiten nur einmal gelungen (註二)と論せる如きも、共に此間の消息を洩

らせるものにして、要するに關稅同盟なるものは單純なる經濟同盟にあらずして、寧ろ當時獨逸の國民を支配せし統一的精神の權化に外ならざるものなりとす、換言すれば政治上に於ける割據主義を打破して統一的精神の聯邦組織を求めんとする努力の産物にして、之れありしが爲に聯邦政府殊に普魯西の如きは、一時關稅其他に於て幾多の犠牲を拂ひしに不拘尙、且同盟維持に汲々たりしものなりとす。(註三)

註一 H. v. Treitschke, Deutsche Geschichte im 19 Jahrhundert. B. IV. s. 382.

註二 Prof. Jastrow, Die mitteleuropäische Zollannäherung, und die Meistbegünstigung, s. 7.

註三 關稅收入の減少の一例として普魯西に就きて見るに千八百二十九年には一人に就き四座六六なりしが千八百三十三年には四座千八百三十四年には三座一〇となり、爾後減少し千八百三十四年の状態に復舊せしことは千八百三十八年のことなりとす、尙ほ千八百三十四年關稅同盟成立當時に於ける之れが純收入は千二百十八萬ターレルにして、其中普魯西八百九十九萬ターレル「バイエルン」九十五萬ターレル「ヴュルテンベルグ」四十二萬七千ターレルにして何れも人口數に比して減少せり、(E. Wolff, Grundriss der Preussisch-deutschen Sozialpolitischen und Volkswirtschaftsgeschichte, 3 Auflage, s. III.)

斯くの如く、關稅同盟が政治的、統一的基础を有せるに對して、現時三國間に主張せらるゝ關稅同盟なるものは出來丈け政治的統一の運命より遠ざからんとする所謂、似而非なる關稅同盟たり。(註二)而して此三者を通じて統一的精神を求むの不可

能なることは、埃太利、匈牙利に於ける過去の民族的軋轢に徴しても之れを知るを得可し、即ち埃、匈兩國には、獨逸民族以外に、拉丁系に伊太利人及「ルーマニア」人あり「スラブ」系に波蘭人あり「ルト」人あり「チェ」あり「スロヴ」あり「クロア」あり「セルブ」あり「ウラル」アルタイ系に「マジャール」あり「セム」系に猶太人あり、各人各種其間獨逸其者に見るが如き統一的精神なし、單に統一的精神の缺如せるのみならず、排獨熱の熾んなりしことは同國立法部に於ける「クラマルツ」の言(一九一〇年の十月十四日)明かに之れを證明す、勿論、戦時に於ける強大なる武力が一時斯くの如き思想の流行を壓迫するとなすも、然かも戦後に於ける埃、匈兩國が悉く親獨主義に傾くに至る可しとは、吾人の斷すること能はざる處なり。(註二)

註一 Prof. W. Gerloff, s. 32.

註二 The Round Table, No. 17, p. 8384. u. H. W. Seed, The Hapsburg Monarchy, p. 121. u. Schultness' Europaischer Geschichtskalender, Bl. I S. 473-474.

更に第二の論點は關稅同盟の二大要素たる關稅議會(Zollparlament)と同盟契約期限の永久的なることなりとす、蓋、關稅議會の名稱を以てしては、只だ一回召集せられしのみなるも、然かも關稅同盟が斯くの如き議事機關を有することは事實にし

にあらずや現に自由主義の本場たる英國の如きも三四十年來所謂大英國主義、母國對殖民地の商業政策的結合、或は母國對殖民地の關稅聯合等の聲漸次熾んにして、千八百八十七年の第一回殖民地會議に於て斯くの如き傾向の存することを現はし、其後五年にして、下院選舉に約五十年間、其跡を絶ちし保護關稅論者の候補者を見るに至り、更に關稅改革論の大立物たる「チェンバレン」の輩出となり、又、帝國商業同盟の如き關稅改革同盟會の如き幾多、保護關稅論者の團體を見るに至れり、次ぎに佛蘭西に就きて、考察するに、千八百七十一年「エルサス」「ロートリンゲン」を失ひし此國は、更に勇氣を鼓して、茲に大佛蘭西即ち佛人の所謂「La Nouvelle France」なるものを實現せんと欲し、先づ其手始めとして、千八百七十四年より千八百八十四年の間に後印度に於ける約千六百萬の人口を自己の有となし、更に進んで暹羅を保護國となし、南方支那の一部を自己の勢力範圍に置き、千八百八十一年には北部亞弗利加の「チュニス」を經營し、更に最近には麻洛哥を以て自己の保護國となせり、而して佛蘭西人にして是等の殖民地に移住するもの少きに不拘、新舊殖民地に對する母國の經濟政策には極めて巧妙なるものあり、即ち殖民地方面より母國に輸入せ

らるゝ品種にして財政的關稅の名目中に編入せらるゝものは出來丈け之れが率を低減し、然らざるものは總て其課稅を免除し、又、母國方面より殖民地に輸入せらるゝものには、特別關稅なるものを設け、以て之れが輸入に便にせり、其他斯くの如き傾向を有する國家に北米合衆國と露西亞あり、前者は其地下に無盡藏の富源を有するに不拘、尙ほ自己の領土を以て満足すること能はずして海外に於て新領土を獲得するに至れり、而して是等の地方に本國より仕向けらるゝ品物に對しては、或は其課稅を免除し、或は免除するに至らざる迄も、出來丈け之れを低減せり、加ふるに同國は中米、及南米の諸國に對して自國の商品の獨占的地位を鞏固ならしむるの計畫を講せり、現に其一端は千九百四年を以て締結せられ、千九百六年來、年々改訂せらるゝ北米合衆國對「ブラジル」間の通商條約が前者より後者に輸入せらるゝ品種に對して比較的寛大なる關稅の低減をなせるによりて知るを得可し、又、最近に於ける露西亞の經濟上に於ける政策を見るに、出來丈け自國をして西部歐羅巴に於ける工業國の覇絆を脱せしむると共に、一面自國の殖民地及勢力範圍を通じて鞏固なる經濟的結合を圖らんとするにあり、而して此傾向は千八百九十四年

に於ける露獨兩國の通商條約、及千九百四年に於ける兩國間の改訂條約に以て之れを證するを得可く、其他、芬蘭を露國の關稅區域内に編入せること、波斯に對して有利な條件を獲得せること(例者は波斯方面より露國內に輸入せらるゝ綿花及果實類に對して特惠關稅率を許すと共に、露國方面より波斯に輸入せらるゝものは關稅上、非常なる特典に浴せるものなりとす)黒龍江洲及「トランス、バイカル」地方にありて、從來、存在せし關稅免除の制を千九百九年來撤廢せしこと、千九百十三年外蒙古の官權より關稅上の特權を得しが如きは、何れも露國の最近に於ける努力が何れの方面に存するかを示すものなりとす(註)

註 Prof. W. Gerloff, Der wirtschaftliche Imperialismus und die Frage der Zolleinigung zwischen Deutschland und Österreich-Ungarn. s. 6-18.

之れを要するに、以上の論點は所謂關稅同盟を今日、三國間に實現することの、不可能なるを示す所以にして、假りに之れを實現するも、それは生命なき形體にあらずんば、砂上に築かれたる「バベル」の塔と同一の運命に陥らんのみ、而して是等同盟主張論者の或者、例者「ロシヤ」の如きは言をなして曰く、所謂獨逸帝國の政治的領域と獨逸の關稅區域とは全く二個の相異なりたるものなり、即ち今日歐洲戰役の兵火中に尙ほ平和を夢みつゝある「ルクセンブルグ」大公國の如きは政治上、獨逸帝國に屬せざるも、尙ほ獨逸の關稅區域に屬すと(註)然かも、由緒ある歴史を有する塊國が論者の言の如く果して蕞爾たる一小國と同一の待遇を以て満足するや、吾人の疑とする處なり。

註 H. Losch, Der mitteleuropäische Wirtschaftsblock und das Schicksal Belgiens. s. 17.

又た「ゲルロウ」教授の如きは千八百七十四年より千八百九十年に亘れる瑞典及諾威兩國の關稅同盟を之れが好適例となすも、埃甸の狀態は遙かに以上兩國に比して利害關係の複雑せるものあり、況んや瑞典諾威の同盟も久しからずして分裂せしに於てをや(註)

註 Prof. v. Gerloff, s. 32.

現に埃甸、獨の經濟的接近に大なる同情を有する「フ」氏の如きも此點に關しては次の如く論せり。

Dass eine vollständige, unvorbereitete Aufhebung des bisherige Zollsystems und Einführung völlig freien Verkehrs in

Industrieproduktion für unsere Wirtschaftsgüter eine Krise bedeuten müsste, ist wohl jedem einsichtigen Beobachter des Verhältnisses der beiderseitigen Industriewirtschaft klar. (Prof. v. Philippovich, Ein Wirtschafts- und Zollverband zwischen Deutschland und Oesterreich-Ungarn. s. 56).

既に關稅同盟にして、不可能なりとせば、三國の經濟的接近は到底實現すること能はざるか、余輩の見る處を以てすれば必ずしも然らず、單に然らざるのみならず、今日の狀態は三國の現狀を中心として、其間多少の改造を試みるに絶好の機會なりと信ず、何んとなれば、彼の千八百七十一年五月十日を以て締結せられし「フランクフルト」平和條約の條項は今回の戰役によりて無効に歸せしを以てなり。

而して此場合に於て吾人が第一に考察を要する問題は、先づ兩者の關稅率に於て何れの點を調節し得可きやの問題なりとす、今、塙匈側と獨逸方面との關稅率に對する異同を見るに左の如し、但、以下の表は百吨にして麻單位となす。

棉花及綿織物	獨逸側	一三五一二二〇
麻糸類	獨逸側	四五〇
麻織物類	獨逸側	三
毛糸	獨逸側	六
塙匈側	獨逸側	六
六、四六一二〇〇	獨逸側	五〇一二〇〇
二、五五	獨逸側	四一二
一二、七五一七二、五〇	獨逸側	一二一五〇
一〇、二〇一四〇、八〇	獨逸側	八一二四

毛織物類	獨逸側	一〇二一二三二、七〇
絹織物類	獨逸側	三五〇一八〇七、五〇
包紙類	獨逸側	二、八二一三、四〇
紙類	獨逸側	七、五〇
石鹼	獨逸側	七、六五一二八、二〇
鹽製品	獨逸側	六八
皮革類	獨逸側	二五、五一四六、七五
靴類	獨逸側	五九、四一八八、一〇
手袋類	獨逸側	一三二、七五
木製品類	獨逸側	三、〇六一七
硝子類	獨逸側	三、〇六一七
陶器類	獨逸側	一〇、二一二〇、四〇
生鐵	獨逸側	一、二七
澱粉	獨逸側	一三、六〇
藥品	獨逸側	四八、四五
獨逸側	獨逸側	四〇、五〇〇 (表一)

更に兩國間に於ける重要なる工業品にして其差の甚しきもの左の如し。

榉鐵	獨逸側	五、二〇
榉鐵	獨逸側	二、五〇

葉 鐵	七、六五	三一四、五〇
針 金	八一、一九四	二、五〇一、三五
道 具 類	三三、八〇一、四二、七〇	一五、一二八
螺 旋 桿	一〇、二〇一、四二、七〇	五、一一八
雙 物 類	三四、一三八、七五	一、二一、三四
鑄 物 類	四、二一、二五	二、五、一九
機 關 車 類	二四、二五	九、二
蒸氣機關及動力上の機關	一五、三〇一、八五	三、五〇一、〇〇
諸 機 械	一〇、八〇一、二二、〇〇	三、一、一五
硫 酸	一	無 稅
苛 性 曹 達	四、七二	三、五〇
膠 類	八、〇七	三
化學製造品	一五%	無 稅

註 表(一)及(二) Prof. v. Philippovich, s. 53-55.

(表二)

而して以上の表中、埃國の工業品にして充分獨逸の製品に對して競争し得る能力を有するもの例者、桿鐵、葉鐵、針金類の如き或は生鐵の如き品目に對する關稅は全然獨逸のそれと同一にゆかずとも、尙ほ今日よりも低減することを得可し、又た

穀物關稅の如きも前者と同じく、其間多少の低減をなすことを得可し、斯くの如くして、關稅政策上、多少兩國の接近を圖ることは、必ずしも不可能の事業にあらず、次に以上述べたる如く出來丈け統一的の關稅率を齎らす問題と關連して、茲に重要な問題は、兩國の關稅率が一定の本位貨にて表現せらるゝことなりとす、此場合に於て獨逸の本位貨を採用するの有利なることは、獨逸が埃國兩國よりも遙かに大なる世界的交通の地位を有するを以てなりとす、即ち獨貨「麻」によりて計算することは兩國の取引を圓滑ならしむる上に於て少からざる効果を與ふるものなる可し、但斯くの如き計畫に對して反對の大なる際には埃國兩國の關稅區域を限り特に一定の時期間「クローン」貨にて之れが支拂をなす方法を設く可し、勿論、此場合には「麻」と「クローン」の比價を法律的に定むるの必要あり、更に第三の問題としては、株式取引所等に關する法案を出來丈け同一の法令たらしめ、よりて以て相互の取引を熾んならしむるを得可し、其他、私經濟的方面より見る時は、最近「エツアルト、パリ」が論せるが如く新たに一種の「シンデゲイト」の如きものを組織するも可なり例者、獨、埃、匈の三國に於ける製鐵事業に従事する企業家が斯くの如き組織によ

りて、彼等が各自に有する販路を相互の間に確保するが如き、(勿論、此場合は人爲的に價格を騰貴せしむる「カルテル」を學ばんとするものにあらず(註一)又「フ」氏が論せる如く、獨逸に於ける資本及企業的能力が、奥太利、匈牙利に放下せらるゝ如き、兩者の經濟的接近を實現するに最も有力なる要素なりと信ず。(註二)

註一 E. Paizi, Deutschland und Ungarn, s. 31.

註二 Prof. v. Philippovich, s. 58.

之れを要するに、獨、奥、匈の三國が出来丈け鞏固なる同盟を將來に維持することは彼等にとりて必要なりとなすも、然かも時世の進運に伴はざる關稅同盟の如き組織を繰り返すが如きは、之れ明かに戦後の歐洲に一種の Zündstoff を投ずるものにあらずして何ぞ。

社會政策としての簡易保險

堀切善兵衛

政府は今回其社會政策の一端なりとして簡易保險法を作製し、之を上下兩院に提出したるに多少の修正を経たる上議會を通過したれば當局は將に其實施の準備に餘念なきものゝ如し。果して然らば今回政府の實行せんとする簡易保險其ものは如何なる程度に於て社會政策に該當するや。勞働階級は之が爲めに何程の利益に浴せんとするや。將に此保險の實施に依りて果して資本家と勞働者との利害は調和せられ、貧富の懸隔を抑制するの效果ありや否や等の點に關し聊か考究し置くも無益の業に非らざる可しと信ず。但し吾人は過般此法案の議會に現はれたる際主として問題となりし民營保險會社に對する壓迫及び其救濟と云ふが如き